

北京市大地律師事務所 / 日本部 パートナー弁護士 法学博士 熊琳



第230回 個人情報越境移転契約届け出ガイドラインの公布

2023年2月23日に「個人情報越境移転標準契約弁法」が公布された後、中国国家インター ネット情報弁公室(CAC)は5月30日に「個人情報越境移転標準契約届け出ガイドライン(第1 版)」(以下「届け出ガイドライン」)を公布し、個人情報を海外に越境移転する際に個人情報処理者 が履行する必要のある義務に対してさらに具体的な規定を設けました。これは日系企業が今後、対 応していく上での重要な参考文書となりますので、今回はこの届け出ガイドラインのポイントについて 解説いたします。

◇日系企業が届け出手続きを準備する際、依然として直面する不明確な点

「個人情報越境移転標準契約弁法」の公布日から6月1日の施行日までの間、日系企業に与えられ た準備期間は決して十分ではありませんでした。しかし多くの日系企業は、6月1日以降に遅滞なく 個人情報越境移転契約書(以下「越境移転契約書」)の届け出手続きを完了させるため、準備作業 が速やかにスタートできることを望んでいました。「個人情報越境移転標準契約弁法」に基づくと、 申請者が届け出手続きを行う際には、次の2種類の重要な文書を提出する必要があります。

(1) 越境移転契約書

(2) 個人情報保護影響評価報告書(以下「評価報告書」)

CACが越境移転契約のひな型を公布した際、評価報告書の具体的な内容を説明しなかったため、 当該評価報告書をどう準備するかについて人々は困惑し、届け出手続きの準備作業も相当遅延する ことになりました。

◇届け出ガイドラインの中で注目すべき重点内容

届け出ガイドラインの適用対象の主体範囲、届け出方法の規定は、「個人情報越境移転標準契約弁法」と一致しており、かつ、越境移転契約書のひな型の内容にも変化はありませんでした。しかし、 次の幾つかの新たな内容については、日系企業の皆さまに注意していただきたいと考えています。

1. 個人情報の越境移転行為に該当する範囲を拡大しました。これまでは一貫して、個人情報処 理者が中国国内の個人情報を海外に伝送・保管する行為が個人情報の越境移転に該当するという認 識でした。しかし今回の届け出ガイドラインでは、個人情報処理者が個人情報を国内に保管するが、 海外の機関・組織・個人が検索・調査・ダウンロード・エクスポートできる状態も、個人情報の越境 移転行為に該当すると規定しました。これは、個人情報の越境移転行為の認定範囲を大幅に拡大す ることであり、これによって届け出手続きが必要なケースも増えましたので、特に注意が必要です。

2. 届け出の手順について詳細に規定されました。これには書類の提出、書類の審査と届け出結果(合格か不合格か)の通知、届け出の追加ややり直し等が含まれます。

3. 個人情報保護の影響評価報告書(越境移転版)のひな型が発表されました。これは日系企業 が対応する上で重要な参考文書となります。評価報告書は申請者が自ら作成する文書で、主に次の 内容が含まれます。

(1) 評価業務の展開状況。これには開始日、組織状況、実施過程、実施方法、第三者の参加状況等が含まれます。

	時事通信社
--	-------

8

(2) 越境移転活動全体の状況。これには、個人情報処理者の基本情報、個人情報の越境移転に 関連する業務と情報システム、海外に越境移転する個人情報の状況、個人情報処理者の個人情報 保護能力の状況、海外の情報取得者の状況、第三者に個人情報を提供するかどうか、等についての 詳細な説明が含まれます。

(3) 海外に越境移転する影響の評価 (重要)。これには次が含まれます。

• 個人情報を処理する目的・範囲・方法等の適法性・正当性・必要性。

• 個人情報を越境移転する規模・範囲・種類・デリケートさ・存在する恐れのあるリスク。

● 個人情報を海外に越境移転した後の改ざん・破壊・漏洩・紛失・違法な利用等のリスク、個人 情報権益維持のルートが確保されているか。

• 海外の情報取得者が所属する国や地域の個人情報保護政策と法律が標準契約の履行にもたら す影響。

(4) 越境移転活動に対する影響評価の結論。

◇日系企業の皆さまへのアドバイス

「個人情報越境移転標準契約弁法」は、6月1日から正式に発効しましたが、多くの日系企業はま だ、届け出手続きの準備作業を完了していません。これによってCACから調査を喚起される可能性 は低いですが、コンプライアンス性という観点から述べると、やはり適切に準備し、届け出手続きを する必要があります。越境移転標準契約書の作成も個人情報保護影響評価報告書の作成も、いずれ も相当複雑で専門性が必要になりますので、弁護士や専門家のサポートを受けて対応する必要があ ります。

湖北企業に水素燃料電池のトラックなど200台納入=リースで稼働へ

中国国有電力企業、国家電力投資集団(国家電投)傘下で水素エネルギー事業を担う◆能科技発展(◆ =気のかまえに脛の右側、北京市)は10日、湖北省企業の湖北◆動力科技服務に対して、水素燃料電池 で稼働するトラックやダンプカー、トレーラーヘッドなど、計200台を納入した。これらの車両はリース車 両として稼働する。武漢晩報が12日伝えた。

200台は◆能科技発展が開発した燃料電池を搭載。湖北◆動力科技服務はこれらの車両をインターネット通販大手の京東や盒馬などにリースし、借り手は主に武漢市内で稼働させる。

湖北◆動力科技服務は初期コストが抑えられるリースの形をとることで、燃料電池車、また水素エネルギ ーの利用拡大を促したい考えだ。(時事)

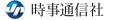
情報盗み中国に工場計画か=韓国検察、サムスン元幹部を起訴

【ソウル時事】韓国の検察当局は12日、サムスン電子から半導体の製造技術や工場の設計図面を不正に 取得し、中国に工場を建設しようとしたとして、60代の同社元幹部を産業技術保護法や不正競争防止法違 反の罪で起訴した。当局は元幹部を5月25日に逮捕していた。

検察によると、サムスンで常務を務めた元幹部は、中国陝西省西安市にある同社の半導体工場から約 1.5キロ離れた場所に、自身の会社の工場を建設しようと計画。2018年8月から19年にかけて、サムス ンの「国家核心技術」に指定された情報などを不正に取得したとされる。

サムスンの被害額は少なくとも3000億ウォン(約324億円)に上るとみられる。元幹部はサムスンを含む韓国の半導体メーカー2社から200人以上を高額報酬で引き抜いていた。検察は、元幹部が代表を務める会社に勤務する元サムスン社員ら6人も在宅起訴した。

韓国の情報機関・国家情報院が得た情報が捜査の端緒になった。検察は「企業と国家の経済安全保障を 脅かす半導体など産業技術の流出犯罪には、今後も厳しく対応する」と強調した。



9